（別紙１）

寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

香取市長

　　　　　　　　　　　　　　　　支給認定保護者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

寡婦（夫）控除のみなし適用について申請します。

　私は、所得を計算する対象となる年の１２月３１日及び本申請時点で、次の１から３のいずれかにあてはまることを申し立てます。

（該当する番号に○をつけてください。）

１　婚姻によらずに母となっており、婚姻歴がなく、生計を一にする２０歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がいる、婚姻（事実婚を含む）していない者

２　１であり、かつ、２０歳未満の子を税法上扶養しており、母の合計所得金額が、500万円以下である。【特定寡婦控除の対象】

３　婚姻によらずに父となっており、婚姻歴がなく、生計を一にする２０歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がいる、婚姻（事実婚を含む）していない者。また、父の合計所得金額が、500万円以下である。

　万が一申請に虚偽があれば、寡婦（夫）控除のみなし適用によって行った決定の取り消しに伴う、利用者負担額の減額分を返還します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

**必ずお読みください。**

１　生活保護を受給している方、又はみなし適用しなくても非課税の方は対象外です。

２　本申請は寡婦（夫）控除のみなし適用を行うもので、保育料の減免申請については、別途手続きが必要です。

３　減免申請の手続きは年度ごとに必要となりますので、本申請書とともに提出をしてください。

４　申請にあたっては、母又は父及び子又は児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書を含む。いずれも３カ月以内に発行したもの）が必要です。

５　所得の状況等により、保育料が変わらない場合があります。適用の結果につきましては、減免決定通知書により通知します。

６　寡婦（夫）控除のみなし適用は、事業の保育料算定等のみに用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。

７　所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、申し出てください。

８　ご提供いただいた個人情報は、寡婦（夫）控除のみなし適用にかかる目的の範囲内で利用します。